

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月25日
【会社名】	株式会社東京エネシス
【英訳名】	TOKYO ENERGY & SYSTEMS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員 眞島 俊昭
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長社長執行役員眞島俊昭は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、僅少な事業拠点を除く、当社グループを対象に行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の売上高及び税引前当期純利益を比較し、売上高の規模と利益率に大きな差が見られたため、事業活動と収益性を直接的に示す売上高の指標が適切と判断し、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）のおおむね9割に達する当社を「重要な事業拠点」としました。

また、選定指標から外れた事業拠点について、追加で評価範囲に含めるべき事業拠点がいないか、今後の事業計画や長期間にわたり評価範囲に含めていないことなど検討して選定しました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「完成工事未収入金及び契約資産」、「未成工事支出金」、「契約負債」、「完成工事高」、「完成工事原価」に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、見積りや経営者による予測を含む勘定科目に係る業務プロセス、事業環境の変化や固定資産の価値が著しく低下した場合の財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい固定資産の減損プロセスについても評価対象としました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。